

# 裁 決 書

審査請求人

処分庁

市福祉事務所長

審査請求に係る処分

平成27年5月19日付け生活保護  
変更決定処分（収入充当）

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による上記処分に対し、平成27年7月18日付けをもって審査請求人から提起のあった審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る市福祉事務所長が行った、平成27年5月19日付け生活保護変更決定処分（収入充当）については、これを取り消す。

## 理 由

### 1 事 実

審査請求人（以下「請求人」という。）が審査庁に提出した審査請求書並びに市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 平成年 月 日付けで、処分庁は、請求人の保護を開始したこと。
- (2) 請求人は、平成24年の初めから平成26年3月までは、障害者地域活動支援センターにおいて、パン作りの手伝い等を行い少額の収入を得ていたが、同年7月からは、病状の改善にあわせて請求人が通う病院の母体である医療法人で清掃や洗濯の仕事を始め、月7,000円程度の収入を毎月得るようになったこと。
- (3) 平成27年1月9日、処分庁は請求人から、平成26年10月分から同年12月分までの各月給与額を記載した収入申告書を受領し、処分庁は、当該3か月の給与収入平均額を平成28年1月分の保護費算定に係る収入見込額として7,140円としたこと。
- (4) 同日、処分庁は請求人の平成26年10月分から同年12月分までの給与の平均額である7,140円を、平成27年2月分以降の保護費算定に係る

収入見込額として認定したこと。

- (5) 同年3月19日、処分庁は、同年4月分保護費について、基準改定に伴う変更を行い、請求人に通知したこと。
- (6) 同月25日、処分庁は、請求人から同年2月分の給与額が記載された収入申告書及び少額有償就労体験支払い明細（以下「明細書」という。）を受理し、同月分給与額は6,560円であったことを確認したこと。なお、明細書には、翌月第1木曜日支払いと付記されていたこと。
- 処分庁は、請求人の同年3月分保護費について、同月に支払われた同年2月分給与額が事実（4）の収入見込額と大差ないためとして扶助額を変更しないこととしたこと。
- (7) 同年4月17日、処分庁は、同年3月分の給与額の収入申告書及び明細書を受理し、同月分給与額は940円であったことを確認したこと。これに基づき、同日、処分庁は請求人の同年4月分保護費について同月に支払われた同年3月分給与額が事実（4）の収入見込額と大差ないためとして扶助額を変更しないこととしたこと。また、処分庁は、5月分保護費について、収入見込額を同年2月分から同年4月分までの給与の平均額である4,820円に変更して認定し、同日付けで通知したこと。
- (8) 同年5月15日、処分庁は請求人から、4月分の給与収入が0円と記載された収入申告書及び総額欄が0円の明細書を受理したこと。
- (9) 同月19日、処分庁は請求人に対し、4月分保護費の算定について、就労収入を変更するとともに基礎控除を適用しないこととし、4月分保護費の過支給を6月分保護費の収入充当額とすることとし、同年4月1日付けの就労収入の変更、同年5月1日付けの就労収入の削除及び同年6月1日付けの4月分保護費の過支給分の収入充当（充当内訳 6月7,140円）等を内容とする生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、通知したこと。
- (10) なお、処分庁による同年2月分から同年6月分までの上記の保護費算定の内容は、次のとおりであったこと。

(ア)平成27年1月9日決定 2月以降分保護費

生活扶助費	98,640円
住宅扶助費	45,000円
就労収入(見込)	△7,140円
年金収入	△64,400円
<u>基礎控除</u>	<u>+7,140円</u>
支給額	79,240円

(イ) 平成27年3月19日決定 4月分保護費

生活扶助費	94,250円
住宅扶助費	45,000円
就労収入(見込)	△7,140円
年金収入	△64,400円
基礎控除	+7,140円
支給額	74,850円

(ウ) 平成27年4月17日決定 5月分保護費

生活扶助費	94,250円
住宅扶助費	45,000円
就労収入(見込)	△4,820円
年金収入	△64,400円
基礎控除	+4,820円
支給額	74,850円

(エ) 平成27年5月19日決定 4月分保護費(変更)

生活扶助費	94,250円
住宅扶助費	45,000円
就労収入(確定)	△7,140円
年金収入	△64,400円
基礎控除	0円
支給額	67,710円

(オ) 平成27年5月19日決定 5月分保護費(変更)

生活扶助費	94,250円
住宅扶助費	45,000円
就労収入	0円
年金収入	△64,400円
基礎控除	0円
一時扶助	12,400円
支給額	87,250円

(カ) 平成27年5月19日決定 6月分保護費

生活扶助費	94,250円	
住宅扶助費	45,000円	
就労収入	0円	
年金収入	△65,008円	
基礎控除	0円	
収入充当額	△7,140円	(イ) - (エ)
支給額	67,100円	

(11) 請求人は、同年7月18日、本件処分の取消しを求めて審査請求をしたこと。

## 2 請求人の主張

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

理由は仕事をしていたが、休んで0円の給料明細書を提出した所、7,140円生活扶助から引かれており、どういう意味なのかわからない。

## 3 処分庁の主張

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。経緯及び理由は以下のとおりである。

- (1) 請求人は、平成24年の初めから平成26年3月までは、障害者地域活動支援センターにおいて、パン作りの手伝い等を行い少額の収入を得ていたが、平成26年7月からは、病状の改善に併せて請求人が通う病院の母体である医療法人で、清掃や洗濯の仕事を始め、月7千円程度の収入を毎月得るようになった。
- (2) 平成27年5月15日、請求人は処分庁に來所し、同年4月は体調不調により給与がなかったこと、來所時も体調が悪く、今後、仕事に復歸する目途が立たないとの報告をした。
- (3) 同日、処分庁は請求人から同年4月分(同年5月認定)の無給申告書を受理し、請求人に対し、同年4月に認定した給与収入については、基礎控除が認定できない旨を伝え、同年6月分保護費を収入充当することを説明した。
- (4) 同年6月26日、処分庁は、同年6月分保護費について説明を聞きたいと來所した請求人に対し、同年5月15日に受理した無給申告書をもとに同年4月分の基礎控除が収入充当となっている旨を説明し、休職者に対す

る基礎控除の取り扱いについて再度説明し、同年4月分の基礎控除が認定できないことと同年6月分の保護費から収入充当したことを再度説明した。

- (5) 同年7月9日、請求人は、同年6月分保護費について納得ができないと処分庁に来所したため、処分庁から同月26日の内容を再度説明したが、審査請求の申し出があったため、審査庁の連絡先を案内した。
- (6) 請求人は、以前に少額かつ不安定な就労収入を得ていた者であるが、本件については常用的就労であり、同年4月中に体調不良を理由に休職し、同月中に就労が再開されていない。よって、休職者に対する基礎控除の認定は認められない。

#### 4 判断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

- (1) 法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件」（法第4条第1項）とし、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度」（法第8条第1項）において行われ、その基準については、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」（法第8条第2項）と規定されている。この規定を受けて、厚生労働大臣は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号）を定め、保護の要否及び程度は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10において、「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費」と「認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」とされている。
- (2) 収入の認定については、次官通知第8の2により、「月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により（中略）認定すること。」とされ、勤労収入を得ている者については、次官通知第8の3の（1）のアの（ア）において、「基本給、（中略）超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」とされている。
- (3) ところで、法第61条は、被保護者に対して「収入、支出その他生計の

状況について変動があつたとき（中略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と届出の義務を規定しており、ここにいう「変動」とは、「保護の決定、実施に実質的に関係のある変動」（「生活保護法の運用と解釈」小山進次郎著）と解されているところである。

- (4) また、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかになった場合の取扱いについて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の2の(8)により「当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月及びその前月までの分に限る。）を次回支給月以降の収入充当額として計上して差し支えないこと。」としている。
- (5) なお、勤労収入を得るための必要経費としては、次官通知第8の3の(1)のアの(イ)において、「社会保険料、所得税、（中略）通勤費等の実費の額を認定すること。」とされ、次官通知第8の3の(4)において、「勤労に伴う必要経費として別表『基礎控除額表』の額を認定すること。」とされ、別表では15,000円までの収入についてはその実費額とされている。さらに、基礎控除については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第1編第8の4の(1)の解説において「基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするもの」とされている。
- (6) これを本件処分についてみると、処分庁は、請求人の勤労状況の変化に基づいて「少額有償就労体験」を常用勤労と認めて基礎控除を認定していたこと、請求人からの申告に基づき、平成27年4月分の収入は請求人の平成26年10月分から12月分までの給与の平均額である7,140円を、収入見込額として認定し、その後、平成27年4月分給与が0円であったとの申告が同年5月15日にあったため、同月19日に同年5月分保護費の就労収入を0円に変更するとともに、同年4月分保護費で算定した基礎控除を削除する変更をしたことが認められる。

そして処分庁は、上記申告のあった確認月である5月の前月である同年4月分保護費の変動分を、次回支給月以降となる同年6月分保護費の収入充当額として計上するため、既に決定した同年4月分保護費と変更決定した同年4月分の保護費との差額を、同年6月分の保護費に反映しており、その点では局長通知第10の2のとおりであり、取扱いに誤りはない。

- (7) しかしながら、平成27年5月19日の同年4月分保護費の変更決定で

は、確定した給与を反映させるべきであり、1の(7)のとおり、請求人が同月に受領した就労収入は940円であるため、就労収入は7,140円ではなく940円とすべきであり、仮に基礎控除を削除した場合でもその計算は、1の(10)の(エ)ではなく、次のとおりとなる。

平成27年5月19日決定 4月分保護費(変更)

生活扶助費	94,250円
住宅扶助費	45,000円
就労収入(確定)	△940円
年金収入	△64,400円
基礎控除	0円
支給額	73,910円

(8)そして、上記(7)を踏まえると、平成27年5月19日に決定した同年6月分保護費の決定については、1の(10)の(カ)ではなく、次のとおりとなる。

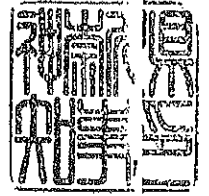
平成27年5月19日決定 6月分保護費

生活扶助費	94,250円
住宅扶助費	45,000円
就労収入(見込)	0円
年金収入	△65,008円
基礎控除	0円
収入充当額	△940円
支給額	73,302円

1の(10)の(イ)ー(7)

(9)よって、平成27年6月分保護費に収入充当すべき額を7,140円とした本件処分は誤りであり、本件処分により過大な収入充当が行われたため、結果として同年6月分の保護費は最低生活費に満たない額であったことが認められる。

(10)なお、勤労に伴う生活需要は、離職や休職等の後に生じるものもあると考えること等により、離職又は休職等をした以降に受領した収入について、基礎控除を行う時点の就労状態の如何にかかわらず、当該就労に伴う必要経費として基礎控除を認定することも思料されるが、本件処分においてこれを行わなかったこととしても直ちに違法又は不当な処分となるものではない。



以上により、本件処分に係る審査請求には理由があることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年8月24日

神奈川県知事 黒岩 祐治

